

1 概要

- 自治体情報システムの標準化により、令和7年度末までに全市町村が事務処理標準システム又は標準準拠システム（以下「標準システム」という。）に移行しなければならないとされているが、府内統一基準として定める保険料減免の事務運用（以下「事務運用」という。）と標準システム上の処理内容において、複数の減免事由に該当する場合等に一部相違（以下「相違点」という。）が生じていることから、府内統一の保険料減免制度を適切に運用するため、外付けシステム等の改修（以下「システム改修」という。）が必要な場合がある（参考：標準システム導入済みの11団体中、システム改修済みは2団体）。
- システム改修については、これまで府2号繰入金を活用し、広域化推進に向けたシステム改修推進事業（以下「システム改修推進事業」という。）による市町村の取組みを支援してきたが、激変緩和措置期間の終了に伴う府2号繰入金を活用した府独自インセンティブの仕組みの廃止により、システム改修推進事業は令和5年度末で終了している。
- これらを踏まえ、相違点に対応するため、①事務運用を標準システム上の処理内容に合わせるべきか否か、②事務運用を従前どおりとする場合、システム改修を必須とするのか、また、システム改修費の財源をどうするのが課題となる。

2 検討経過

【第94回財政WG：第93回財政WGを踏まえた主な意見】

①	<p>➤ 【事務運用を標準システム上の処理内容に合わせるべきか否か】（第93回財政WG：特に意見なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、汎用性を持たせるような仕様であるため、事務運用を標準システムに合わせるべきではない
②	<p>ア 【システム改修を必須にすべきか】（第93回財政WG：論点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手修正での対応が可能な市町村もあり、システム改修との費用対効果を踏まえた検討をすべき ・標準システムでは対応できない点は全市町村共通であるが、各市町村の件数の大小により、システム改修の必要性が分かれる
	<p>イ 【システム改修費の財源をどうするか】（第93回財政WG：論点）</p> <p>≪府2号繰入金による対応とする意見≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内統一基準へ揃えるために必須となるシステム改修であり、今後の制度改正による改修も見据え、府2号繰入金による財政支援を復活してもらいたい <p>≪市町村の一般会計繰入による対応とする意見≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村が保険料抑制の財源確保が必要と認識するなか、財源が限られているため、システム改修費は市町村の一般会計繰入による対応とすべき ・特定財源（補助金・交付金等）がない場合、事務費として、システム改修費は一般会計繰入で対応している ・保険者、被保険者の両方にとって一番良いのは、一般会計繰入により対応し、府2号繰入金は保険料抑制に充てることではないか ・市町村の一般会計繰入により対応するものとし、府2号繰入金は復活しないと決めれば、一般会計繰入できない市町村はあまりないのではないか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・府2号繰入金をシステム改修に使うのか、保険料抑制に使うのかは様々な意見があると思われることから、全市町村へアンケートを実施すべき ・今後、法改正の度にシステム改修が必要となり、費用がかかることになれば、費用対効果の観点から事務運用を変えるという考えもありうるが、その場合も、統一したばかりの事務運用を変える必要性があるのかという点も含めた検討が必要である

【第94回財政WG：検討結果】

①	<p>➤ 事務運用を標準システムに合わせるべきではない</p>
②	<p>ア ・対応手段がシステム改修に限られないことから、システム改修の必要性は市町村によって異なる</p>
	<p>イ ・大前提として、保険料抑制の財源確保が必要という考えは、全市町村の共通認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府2号繰入金の趣旨を踏まえた検討が必要 ・アンケートについては、様々な意見がある中で、意見をまとめる条件設定が難しいことや基本認識を合わせる必要性等を踏まえ、実施しない

3 本日の論点

○ システム改修費の財源について、府2号繰入金の趣旨を踏まえた検討を行う。

■ システム改修費の位置づけ

○ システムに要する費用の財源について

- ・ 市町村が使用する事務処理システムは、地域住民の負担（一般財源）で賄われている。

（令和2年2月18日開催 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料）

○ システムを改修する場合の財政支援状況

財政支援		交付基準	システム改修費（外付け等）	備考
国	特別調整交付金	・ 市町村事務処理標準システムを導入するために要した費用があること※1	交付対象外※2	※1 標準準拠システムは交付対象外、※2 令和4年度まで交付対象
		・ 制度改正等によるシステムの改修に要した費用があること	交付対象外	
府	特別交付金	・ システム改修推進事業	廃止※3	※3 令和5年度で廃止

- システムに要する費用は事務費として一般会計繰入による対応が基本であることを踏まえ、システム改修費は特別調整交付金の交付対象外(※4)となっている。
- 令和6年度の保険料水準完全統一によりその役割を終えたことから、府2号繰入金を活用したシステム改修推進事業は、令和5年度で廃止している。

※4 市町村事務処理標準システムの導入経費や外付けシステムを除く制度改正に伴う改修費に限り、交付対象

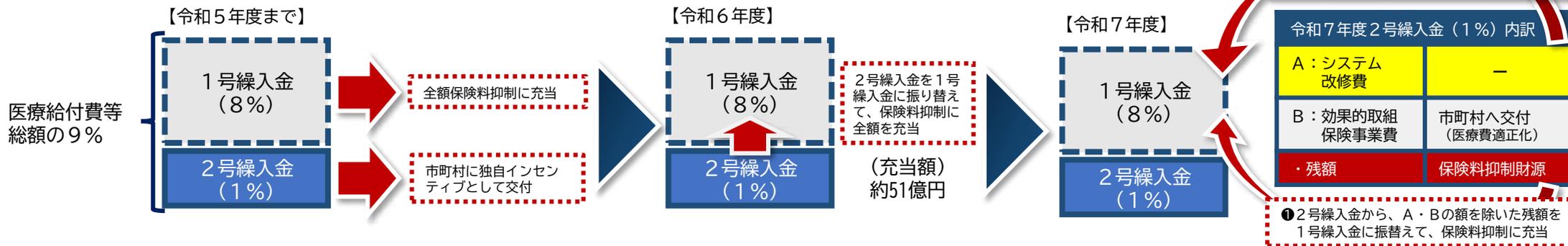
■ 府2号繰入金の趣旨

○ 都道府県繰入金については、都道府県繰入金の1号繰入金と2号繰入金は相互に流用可能であり、用途の制約を受けず、配分割合も規定されないため、機動的に1号繰入金と2号繰入金の金額を増減させることができる（国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン）。

○ 府においては、都道府県調整交付金等の過去の実績を踏まえ、繰入分9%のうち1号分8%、2号分1%となるように配分しているところ。府2号繰入金は、令和6年度においては、保険料抑制を目的とする財政調整事業の検討結果を踏まえ、全額を府1号繰入金に振り替えることで保険料抑制の財源としている。

○ そのため、新たに府2号繰入金を活用する場合は、保険料抑制の財源が減少することになる。

≪府1号繰入金と府2号繰入金との関係≫



- システム改修については、改修の必要性が市町村により異なることから、府2号繰入金を活用した財源の交付を受ける市町村は限定される。
- 一方で、府2号繰入金を保険料抑制の財源に充てた場合、統一保険料の抑制に繋がる。

4 事務局（案）

○ 相違点に対する対応方針として、これまでの検討を踏まえ、事務運用は従前どおりとし（①）、システム改修の必要性は市町村によって異なることから、改修は任意とする（②ア）とともに、システム改修費の財源は、市町村の一般会計繰入による対応とする（②イ）。

○ また、府としては、システムの円滑な導入を推進するため、特別調整交付金において、令和4年度までと同様の交付対象とするよう国に求める。